

あなたの老後の生活 想像できますか Q & A

やさしい
年金講座(その39)

厚生年金基金制度見直し後の年金は?(その2) ~今回は、加算部分の年金額について~

Q

もうすぐ、60歳の定年を迎える者です。We'll第38号のこのコーナーで、加算年金の原資として基金へ移管できる金額はわかりましたが、これまでの15年保証終身の給付乗率5.5%から、19年保証終身の4.5%に引き下げられた事で年金額にどのような差がでるのですか? また、基金の財政にはどのような影響があるのですか?

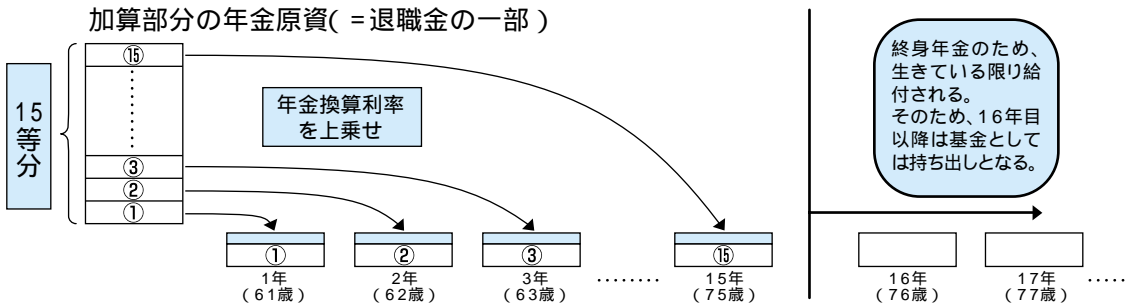
A

15年保証終身を19年保証終身に変更することにより、15年を超えて年金を受け取る場合、生涯受ける年金額は減少しますが、基金の持ち出し分が少なくなるため、財政の健全化が図られます。

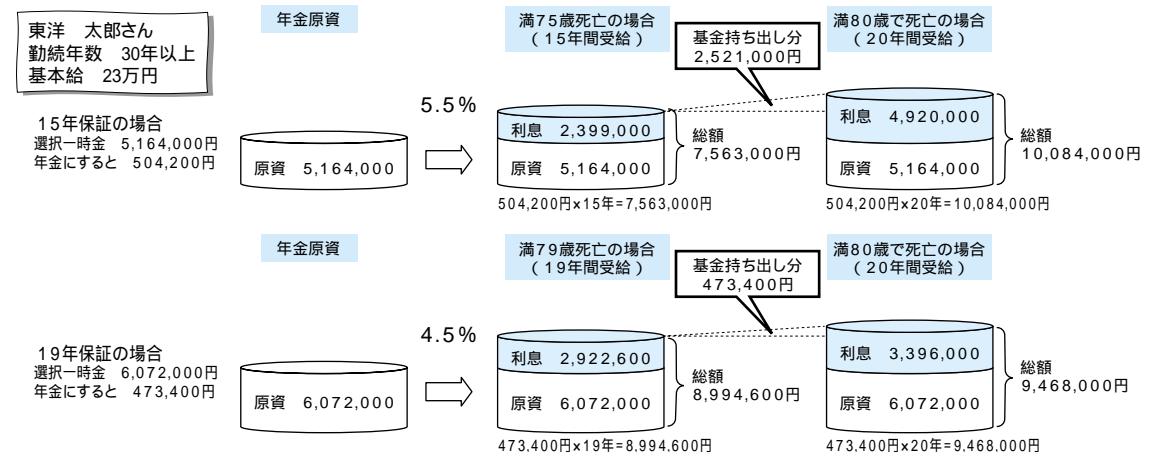
加算年金を15年保証終身 19年保証終身に変更

設立当時、60歳平均余命が男子15.2年(女子18.4年)だったため、加算年金は15年保証終身としていました。現在は男子20.2年(女子25.3年)まで延びてきているため、15年保証終身では基金の「持ち出し」が多くなり財政の悪化を招いていました。従って、19年保証終身に変更し、基金の「持ち出し」を減らすことによって財政の健全化を図りました。

<加算部分の保証期間15年のしくみ>



<退職金の年金部分の15年保証と19年保証による年金額の比較(定年退職)>



80歳死亡例での財政効果 $2,521,000 - 473,400 = 2,047,600$ 円

(注) 年金換算利率は、今回の制度の改定により5.5% 4.5%に変更されています。
保証期間中に本人が死亡した場合は、ご遺族に残余期間相当分を「遺族一時金」としてお支払いします。